連の公判では、

## 決定理由の骨子

新

職。初公判では起訴事実

続く公判で

元経営者は再審請求審の証人尋 元経営有は丹香明水香の証へ等問で、偽証罪に処罰される可能性を知った後も、上脇義生さんと「共謀していない」と新証言を続 けたのは信用性が高い

上脇さんの一審で、元経営者は 「共謀した」と認めながら、証言 は曖昧で歯切れが悪く、信用性 に疑問を抱かせる

元経営者と元従業員との覚書で、 上脇さんを念頭に「親しい友人の 仲介」と記したのは、違法譲渡 が発覚した際の責任転嫁とみて 不自然でない

上脇さんが営業譲渡に関与したと しても経済的利益は全くなかった

に特別抗告するかなど 能性が高まる。 回。有罪判決が覆る可 け、神戸地検は最高裁 再審開始の決定を受

る元経営者の証言が重 脇さんとの共謀を認め 視されたが、元経営者 は再審請求審でこれま一では、元経営者の証言 る。 を検討するとみられ 判決によると、一審 た。

反罪で有罪が確定した元神戸市議の上脇義生さん(66)の再審請求審で、大阪高裁(的場純 知人の元風俗店経営者(75)=有罪確定=に脱税の手口を指南したとして、 神戸地裁の再審請求棄却を取り消し、裁判のやり直しを決めた。 での証言を完全に撤しと元従業員(65)=有罪 確定=の調書などか ら、上脇さんの共謀を 大阪高裁は今年5月 国税徴収法違

であれば、偽証罪に問

脇さんと共謀した」と

する一審の証言が虚偽

えたなどと結論付け 上脇さんが2人を仲介 認定。国税の滞納処分 たように装う方法を教 し、店の営業を譲渡し の執行を免れるため、 の再審請求審で、元経 との新証言などを検討 営者の証人尋問を実 が免れると考え、 ば罪が軽くなり、実刑 脇さんを)主犯にすれ 施。元経営者が「(上 したとうそをついた」 かで、共謀を否定する 維持したことは信用性 新証言を再審請求審で われる可能性があるな が高いと判断。上脇さ

大阪高裁決定

も一致するとし、高裁

に2008年3月に逮

上脇さんは神戸地検

んの一審で共謀を否定 した元従業員の証言と

て画期的な判断」と話

した。

裁は、元経営者が「上 この証言をめぐり高 棄却されており、 営者の証言。地裁では はあるが、今回は元経 定で判決が覆るケース 弁護団は 一DNA鑑

とし、10年6月の上告 審で確定した。 は執行猶予付きの有罪 で無罪を訴えが、 起訴された。

とは合理的な疑いが残 る」と再審決定の理由 は「共謀を認定するこ

脱税指南」で有罪

疑いで、当時神戸市議だ 年3月27日付で市議を辞 08年3月、 った上脇義生さんを逮 **建**反(滞納処分免脱) 「地検特別刑事部は20 起訴。上脇さんは同 徴収法違反事件 元神戸市義の国税 国税徴収法 0 んは14年8月、神戸地裁 猶予3年を言い渡し、 した。神戸地裁は9年9 懲役1年6月、執行 最高裁を経て10年6 転して無罪を主張